

# やお市政だより

## 市民憲章

《わたくしたち八尾市民は》

1. 若い力をそだてましょう。
1. あたたかい心でまじわりましょう。
1. みどりのまちをつくりましょう。
1. 文化財をたいせつにしましょう。
1. 働くよるこびに生きましょう。

## 人の動き (52年3月1日現在)

総数	264,914	(+ 78)
男	132,853	(+ 24)
女	132,061	(+ 54)
世帯数	80,837	(- 37)

( ) 内は前月よりの増減

発行所 大阪府八尾市役所  
八尾市本町1 TEL(91)3881  
印刷所 サンケイ印刷株式会社

第573号/昭和52年3月20日

## 新年度予算の 編成にあたって

昭和52年度の国の予算は、国民生活の安定と経済の着実な成長を主眼におき編成され、とりわけ景気の回復のために公共事業関係経費の充実が図られています。

しかし、地方財源対策としては極めて不十分な予算措置であり、地方財源不足の度合いはますます深刻なものとなり、とくに財政需要の大きい大都市周辺の人口急増都市においては、所得税の大幅な地方への移管などの租税制度の抜本的改革がない限り健全な財政運営が望めない状態です。

また、昭和51年度においても当初に予想された経済の回復が、景気の伸び悩みで好転の兆しは見られず、租税の伸びも期待されたものに及ばず財政運営は国・地方とも深刻な度合いを深めています。

八尾市におきましても財政需要の増加に見合うだけの税収の伸びが見られず、昭和51年度の決算見込みにおきましては、財政再建団体転落という最悪の事態はなんとか阻止できるメドがついたとはいえ極めて厳しい状態に変わりはありません。

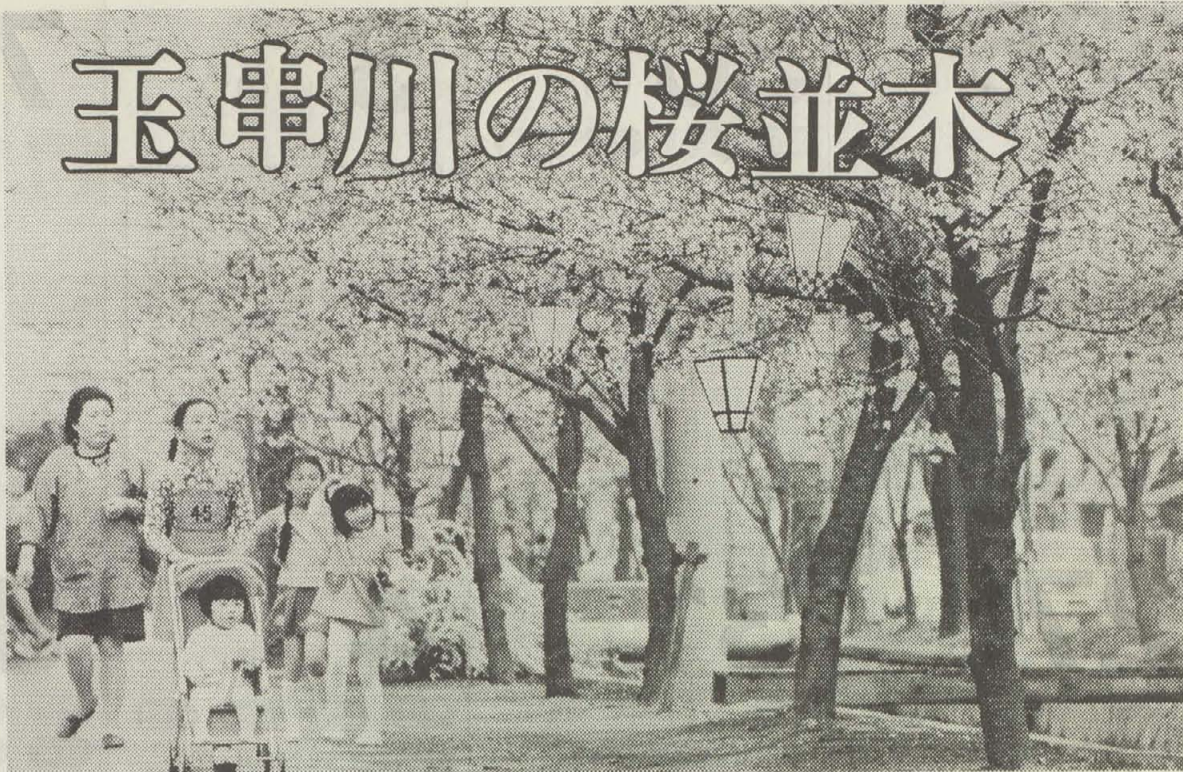
地方財政危機の根本原因である地方への財源措置の不十分さを国に対し強く討え、制度の改善を求めるのは当然ですが、さしあたり特別交付税や建設事業債の確保に努めるとともに内部におきましては、全ての面で見直しをし、経費の効率化や一部事業の繰り延べなどにより昭和51年度の単年度赤字額をできる限り最小限に抑えるよう努力しているところです。

昭和52年度も経済の低迷により市税収入の伸びは期待できず、財政運営は昭和51年度にくらべ一層厳しいものになると予想されます。

この未曾有の財政危機下における新年度の予算編成にあたりましては、「自治権の擁護と拡充」を最優先課題として、自治権の放棄につながる財政再建団体転落防止を至上命令としたところです。

このためには、行政の効率化はもちろん事務事業の厳しい選択を行い経費全般の見直し、行政全般の洗い直しに努め経費の節減合理化に徹することによりできる限り歳出経費の増高をおさえ、一方歳入の確保に努めることにより財政健全化に一步でも近づくことを主眼として予算を編成したところであります。

## 玉串川の桜並木



「500本近い桜がドッと花開く4月初旬、川べりはゴザを敷いて風情を楽しむ人や夜桜見物に来たドライバーで大にぎわい。ボンポリや句をしたためた短冊も吊されて——ここもすっかり八尾の名所になりましたな。」

ここまで桜の木を育てるのは苦労しました。もう14年にもなりまっかな——その頃の町は、緑が全く無く殺風景なんで“何とか町にうるおいをつくらなあかん”ということで、地元の大和、仲、青葉の3町会が話し合って7年ものの若木を買い、植えたんです。木の手入れ、消毒、草刈りはもちろん川が汚なかったら何にもならんということで地区住民総出で川掃除もやりました。そんなことからゴミを捨てんようになったし、美化意識も高まって来ましたな。」

【お話し……山本町北3丁目、岸清一さん(75歳)】



◀ ボンポリをつける地元の人たち



▲ 恩智川のヒラドツツジ

## 1年早く達成 “10万本植樹”

緑豊かなまちづくりをテーマに、市が48年度から5年計画で取り組んで来た「10万本植樹運動」が、目標より1年早く今年度中に達成される見込みです。

この計画は、緑の乏しい市内の街路、都市公園、学校などの緑化や市民ぐるみの「花いっぱい運動」の展開によってうるおいのあるまちづくりを進めようと市がさる48年に、市政25周年・市民憲章制定10年目を記念して策定したものです。

幸いこの植樹運動は、府や青年会議所、ライオンズクラブなどの団体ほか多数の市民の協力で進められてきています。48年度に2万本が植えられたのを始め、49年度は4万7千本、50年度は2万1千本が植樹されました。51年度は、グリーン・モール作戦にともなうイチョウ、サザンカの植樹や4月開校する曙川南中学校への植樹な

ど予定分を入れて2万5千本が計画されています。ここで48年度から51年度分を通算すると計11万3千本となり、目標の「10万本」を軽く突破し、5年計画が4年間で達成することになります。

これまで植樹された場所は、街路が最も多く2万7千本、ついで都市公園、小・中学校などの学校園にそれぞれ1万5千本、ほかに河川堤防、公共用地、工場などにも植えられました。中でもヒラドツツジ1万5千本のある恩智川緑道1.5kmの両岸やトウカエデ、ケヤキなど2万6千本が植えられた若林町の大尾流通加工団地内は、市民のかっこうの憩いの場になっています。

市では現在、新たな緑化計画を検討中ですが、今後さらに市民ぐるみで盛り上げるために、植樹のモデル地区を設定することなども考えています。

3/26 (土)

気をくばれ!!

こども  
自転車  
お年寄り

27 (日)

〈人権擁護委員に岩崎氏〉  
前委員の死亡に伴い空席となっていた人権擁護委員に岩崎篤夫氏(東久宝寺2丁目7-2)が就任されました。  
なお、人権擁護相談は、毎月第3水曜、午後2時~4時まで市民相談室で行っています。

28 (月)

教育 家児 心配 青少  
法律 行政  
不用犬の受付 9.30~12.00、  
13.00~16.00 八尾保健所  
離乳食講習会 13.00~  
八尾保健所  
ツベルクリン反応 14.00~15.30  
八尾保健所  
肢体不自由児検診 13.00~14.00  
八尾保健所

29 (火)

家児 融資  
高血圧健診 13.00~14.00  
八尾保健所  
風疹抗体検査(妊婦)  
9.15~11.00 八尾保健所

30 (水)

教育 家児 青少 結婚  
幼児歯科相談(1歳6カ月児のフッソ塗布) 9.15~11.00、  
13.00~14.00 八尾保健所  
子宮ガン検診(電話予約制)  
13.00~14.00 八尾保健所  
不用犬の受付 9.30~12.00、  
13.00~16.00 八尾保健所  
BCG接種 14.00~15.30  
八尾保健所

31 (木)

家児  
婦人スポーツ教室(卓球)  
13.30~16.00 教育センター  
一般スポーツ教室(卓球)  
17.30~21.00 教育センター  
一般健康相談 9.15~11.00  
八尾保健所

4/1 (金)

教育 家児 青少 融資  
身障  
乳幼児健康相談(3カ月児)  
9.15~11.00 八尾保健所  
不用犬の受付 9.30~12.00、  
13.00~16.00 八尾保健所  
無料法律相談 13.00~16.00  
府民センター

2 (土)

〈年金相談所を開設〉  
東大阪社会保険事務所管内では、健康保険と厚生年金、国民年金などのあらゆる社会保険に関する相談に応じるため、次のとおり相談所を開設しますのでご利用ください。  
☆とき 4月12日(火)午前10時~午後4時  
☆ところ 八尾商工会議所  
くわしくは、東大阪社会保険事務所(☎06-723-6001)まで。

3 (日)

〈中小企業下請相談を開設〉  
府民センターでは、下請企業の方のために、次のとおり相談を受け付けています。あらゆる情報の提供、苦情、その他のいろいろな相談ごとなどにご利用ください。  
☆とき 4月11日、25日  
午後1時~4時  
☆ところ 府民センター

4 (月)

家児 教育 青少 心配  
糖尿病教室(第1回) 13.00~  
八尾保健所  
風疹抗体検査(一般女子)  
9.15~11.00 八尾保健所  
不用犬の受付 9.30~12.00、  
13.00~16.00 八尾保健所

5 (火)

家児 融資  
出張献血 10.00~15.00 市立病院  
原爆被害者相談 9.00~15.00  
社会福祉会館  
高血圧健診 13.00~14.00  
八尾保健所  
ツベルクリン反応 9.15~11.00  
八尾保健所  
風疹抗体検査(妊婦)  
9.15~11.00 八尾保健所

6 (水)

教育 家児 青少 結婚  
幼児歯科相談(1歳6カ月児のフッソ塗布) 9.15~11.00、  
13.00~14.00 八尾保健所  
子宮ガン検診(電話予約制)  
13.00~14.00 八尾保健所  
不用犬の受付 9.30~12.00、  
13.00~16.00 八尾保健所

7 (木)

家児 法律 職業  
婦人スポーツ教室(バレーボール)  
13.30~16.00 教育センター  
一般スポーツ教室(バレーボール)  
17.30~21.00 教育センター  
労働相談 13.00~16.00  
労働会館分館(植松町)  
母親教室(第1回) 13.30~  
八尾保健所  
一般健康相談 9.15~11.00  
八尾保健所  
BCG接種 9.15~11.00  
八尾保健所

8 (金)

教育 家児 青少 身障  
融資 行政  
乳幼児健康相談(3カ月児)  
9.15~11.00 八尾保健所  
3歳児検診(48年10月生まれの子)  
13.00~14.00 八尾保健所  
不用犬の受付 9.30~12.00、  
13.00~16.00 八尾保健所

9 (土)

10 (日)

〈田畑に薬剤散布〉  
田畑における野ねずみ駆除のため次のとおり薬剤散布を行います。医薬用外劇物ですのでご注意ください。  
☆とき 4月10日  
市内全域の田畑(実施は、各農業協同組合、および実行組合)



かんざんろう  
環山楼  
(本町1丁目)

八尾の豪商、石田利晴の設けた学舎で、以前は現税務署の地であったが、現在は八尾小学校内に移されている。

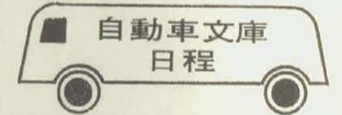
享保12年(1727)伊藤東涯が平野の合翠堂に来た時、招かれて八尾に来て、講義を行った。

その時、ここに泊りして、高安、当麻、金剛の山々がめぐる景観から環山楼と命名した。八尾の文化、教育の中心をなした郷塾である。

石田家一族の墓は、市内郡川の法蔵寺にある。



▲八尾小学校内にある環山楼



4月1日(金)○太子公園 △跡部公園  
4日(月)○天王の森 △山畑会館  
6日(水)○なかよし児童遊園  
△志紀幼 8日(金)○刑部公園 △永畑小  
11日(月)○用和小 △許麻神社  
13日(水)○上尾町広場 △西山本小前  
15日(金)○太子公園 △跡部公園  
時間は、○印が午後1時30分~2時30分、△印が午後3時~4時。

- 心配 = 心配ごと相談
- 身障 = 身体障害者相談
- 結婚 = 結婚相談 いずれも 13時~16時 社会福祉会館で
- 家児 = 家庭児童相談 10時~16時 社会福祉会館で
- 青少 = 青少年愛護相談 9時~17時 教育センターで
- 教育 = 教育相談(電話予約制) 9時~ 市役所内教育相談所で
- 融資 = 中小企業融資相談 10時~12時 産業課で
- 法律 = 法律相談(当日午後0時45分受付) 13時~16時 市民相談室で
- 行政 = 行政相談 13時~16時 市民相談室で
- 職業 = 高齢者職業相談 10時~15時 社会福祉会館で

《寝たきり・ひとり暮らしの老人のために》

ねたきり・ひとり暮らし老人の健康維持、増進を図るため、市では次のような事業を行っています。  
〈事業の内容〉  
◎家庭奉仕員派遣...長期にわたり、ねたきり・ひとり暮らしの老人の世話をします。  
◎介護人派遣...一時的な病気などで、自分の身の廻りのことができない老人の世話をします。

◎特殊寝台貸与...ねたきり老人の機能回復をはかり、養護する人を助けるベッドを貸与する。  
◎簡易浴槽給付...ねたきり老人が寝たままお風呂に入れる組立式の浴槽を給付する。  
◎寝具乾燥...ひとり暮らしのねたきりの方で、自分や家族がふとんを乾燥させることができない時、業者が家庭を訪問し、ふとんの乾

燥を行う。  
◎インターホン設置...ひとり暮らしの老人の孤独感をやわらげるとともに、地域社会の協力を得て、安否の確認を行う。  
〈事業の対象となる老人〉  
☆おおよね65歳以上であること  
☆本人及び生計中心者が低所得であること  
☆身の廻りの世話が必要であり

養護する人がいない老人  
☆生活用具の利用を必要とする老人  
以上が各種事業に該当するための必要条件となります。  
くわしくは、市立社会福祉会館内(本町2丁目)の民生部福祉厚生課(☎91-3881 内線289)までご相談ください。



市役所 ☎ 91-3881

保険課

内線 351

賦課限度額を15万円に… 国保運営協議会が答申

八尾市国民健康保険運営協議会は、このほど市長に対し保険料の1世帯当りの賦課限度額を現行の12万円から15万円に引き上げる一方給付面では助産費を現行2万円を4万円にするのが適当であるとの答申をしました。

国民健康保険事業会計は51年度で累積見込約8億4,000万円(51年度だけで約7,000万円)の赤字が予想され、このままでいくと52年度末の累積赤字が13億6,000万円にもなることとなります。

そのため「国民健康保険事業の健全な運営を推進するとともに被保険者負担の均衡(低所得者に対する負担軽減)をはかるため」にさる1月20日、同協議会に対して諮問を行っていたものです。

答申では「諮問された限度額17万円は、2年連続の引き上げとしては大幅すぎる。被保険者の負担増や他市との比較を考えると15万円が適当である」として2万円を切り下げています。

市では、この条例改正を現在開かれている3月市議会に提案しています。

収税課

内線 263

休日納税相談を行います

休日納税相談を行いますので、市税の納付がまだの方は、ぜひこの機会をご利用ください。

☆とき 4月3日(日)午前10時～12時、午後1時～4時

☆ところ 市役所内収税課および、市役所各出張所

第13回 花と緑の即売会

(財)府公園協会主催の第13回花と緑の即売会が、4月1日から5月5日まで久宝寺緑地で開かれます。

これは、府が進めている花と緑の運動の一環として、市内園芸業者16店が参加し、草花、苗木、盆栽、庭園樹など2万点を展示、即売するものです。

公聴課

内線 219

春の史跡めぐりを実施します

春の史跡めぐりを実施しますので多数ご参加ください。

☆とき 4月10日(日)、雨天の場合は4月17日(日)に順延

☆集合 午前9時30分までに、近鉄信貴山口駅前集合

☆持参するもの 弁当、水筒

☆コース 信貴山口→教興寺→善光寺→垣内墓地→梅岩寺→恩智城址(昼食)

→恩智神社→感應院→神宮寺小太郎塚→八王寺神社(常世岐姫神社)

→神宮寺墓地→瑠璃光寺→法善寺(解散)午後4時頃

☆講師 辻合喜代太郎氏(帝国女子大学教授)、井ノ口豊男氏(八尾高教諭)、棚橋利光氏(八尾高教諭)、桑原正明氏(八尾東高教諭)、三上幸寿氏(市史編さん室長)、西辻豊氏(市総務部長)



グリーンモールの愛称を募集しています

市民憲章にある「緑のまちをつくりましょう」の条文を具体化するため、市と市民憲章推進協議会が中心となってグリーンモール作戦を行っています。

これは、近鉄八尾駅予定地から国鉄八尾駅付近までの街路にサンカ1万本を植樹し、また市役所通りを市の木いちょうに植替え、フラワーボックス31個を設置し、緑と花のうらおいのある通りにしようとするものです。

なお、いちょうの木とフラワーボックスは市民憲章推進協議会のグリーンバンクが協力し、市民の方々の寄付により植えられたものです。

このグリーンモールは4月に完成しますが、市民憲章推進協議会では、この通りの愛称を市民の方々から広く募集することになりました。

グリーンモールがみなさんに親しまれる通りとするため、市民の皆さんの手で愛称をつけてください。

☆応募資格 八尾市民

☆応募方法 官製ハガキに自作の愛称と住所、氏名、年齢、電話番号を記入してください。

☆送り先 八尾市本町1丁目1番1号 八尾市役所公聴課内 市民憲章推進協議会宛

☆締め切り 4月30日

☆発表 市政だよりなどで発表します。

☆選考 審査委員会において選考します。また、応募者全員から30名を抽選で選び記念品を贈ります。(参考)他市では、植木の名称や地名あるいはその通りの特色をとって○○○通りとしている例がみられます。

労働会館

☎ 99-3167

料理講座生を募集します

労働会館(山本町1丁目)では第16期料理講座を開きます。

☆期間 5月～53年3月まで毎月2回、計20回。(8月は休講)

☆受講資格 勤労婦人＝市内居住の勤労者または、市内事業所に勤務している人。一般婦人＝市内に住んでいる人

☆申し込み 4月10日～17日(月曜日は休館)までに、申込用紙(4月5日から労働会館で配布または、市内事業所、労働組合に用意してあります)に記入し、返信用封筒に50円切手をそえて勤労婦人は、事業主または組合の証明をもらい、一般婦人は、住民票かそれにかわるものを添付し、労働会館まで持参か郵送してください。

労働会館分館

☎ 23-4115

文化講座生を募集します

労働会館分館(植松町5丁目)では、5月から第12期文化講座を開きます。

☆期間 52年5月～53年3月

☆会場 労働会館分館(近鉄バス植松下車すぐ)

☆受講資格 15歳以上の市民、または市内在勤者

☆申し込み 4月7日(木)午前10時から労働会館分館で、先着順に受け付けます。定員になりしだい締め切りますので、ご注意ください。なお、申し込みには必ず印鑑を持参してください。

☆受講料 無料(ただし、材料費などの実費は各自負担)

☆募集講座

花道講座 未生流＝一般(土曜午前10時～12時)勤労者(木曜午後6時～8時)、池坊＝一般(水曜午前10時～12時)勤労者(火曜午後6時～8時)各クラスとも40名

茶道講座 表千家＝一般(火曜午前9時～12時)勤労者(火曜午後6時～9時)、裏千家＝一般(金曜午前9時～12時)勤労者(金曜午後6時～9時)各クラスとも30名

手芸教室 一般(木曜午前10時～12時)勤労者(金曜午後6時～8時)各クラスとも30名

手編教室(金曜午前10時～12時)30名

陶芸教室(水曜午後6時～8時)30名

絵画教室(土曜午後6時～8時)30名

文学教室 7月開講予定。20回(木曜午後6時～8時)100名

労働講座 不定期開講(注)花道、茶道、手芸、手編みは毎月第1、2、3週の各曜日(月3回)に行います。

第11回習作展

文化講座生の1年間の成果をみなさんに見ていただくため、習作展を開きます。

☆とき 4月9日・10日 午前9時～午後5時

☆ところ 労働会館分館

衛生課

内線 360

春の狂犬予防注射を行います

4月1日から春期狂犬病予防注射を行いますので、犬を飼っておられる方は近くの会場でお受けください。また飼犬の登録も同時に受け付けます。

☆費用 注射手数料640円、注射済票交付手数料150円、登録手数料300円、合計1,090円

日程

4月1日(金)○太田八幡神社○久宝園集会所横の遊園地、△大正中、△竹淵出張所

4日(月)○南高安小、△八尾自動車教習所、◎労働会館(山本町)

5日(火)○高安出張所、○永畑小、△北山本児童公園、△清友高校

6日(水)○曙川出張所、○桂解放会館、△志紀田井中神社、△大竹老人ホーム

7日(木)○用和小、◎山本小

8日(金)◎安中小、◎志紀児童遊園

11日(月)○顕証寺(久宝寺御坊)、△久宝寺幼稚園、◎山本球場

12日(火)◎八尾中、◎章華出張所

13日(水)○東弓削青年会場、○八尾市役所、△小阪合神社、△信貴山口駅前

いずれも、○は10時～12時、△は13時～15時、◎は10時～12時と13時～15時。

※当日、午前9時現在雨天の場合は中止し、延期日を会場に掲示します。

《会場では次の注意をよく守ってください》

▷咬む癖のある犬は、口輪などをつけてください。

▷犬を清潔にしておいてください。

▷注射をする時あばれる犬は、押えつけられる人が連れて来てください。(とくにあばれる犬は、できるだけ各獣医院で受けてください。)

このほか獣医師が診察して、予防注射をしがたい犬(病気にかかっている犬、注射をていねいに射たせない犬、体調がおいしい犬など)は、当日予防注射を受けられないことがありますので、あらかじめご了承ください。

少年の非行を防ぎましょう

八尾警察署では、少年たちに悪影響を与えるすべての社会環境を排除するため、今日を排除強化推進月間としていますので、みなさんのご協力をお願いします。

☆悪書を追放しましょう

☆危険ながん具などを追放しましょう

☆有害な自動販売機を追放しましょう

郵便局

☎ 93-0547

簡易保険料はお得な前納払込みで

簡易保険では、ひと月ごとに払い込まれている保険料を前もってまとめて払い込んでいただきますと、次のような割引を行っています。

たとえば、保険料(月額)1万円ですと、1カ月前納で1万円、6カ月分以上前納で5,000円、3カ月分以上前納で1,000円の割引があります。

また、1カ年以上払い込まれた場合は、年数に応じて割引を行います。

転居届は郵便局へも

転居されるときは、郵便局へも転居届をお出しください。

転居届用紙は、局の窓口を用意していますが、はがきなどに、届出人の氏名・印、旧住所、新住所、家族の名前、転居年月日を書いてポストへ投函していただいても結構です。

転居届を出していただきますと旧住所へきた郵便物は向う1年間新しい住所に転送します。

なお、転送を受けた場合は、すぐにその差出人に転居先を知らせておいてください。

現金を送るときは現金書留で

郵便で現金を送る場合は必ず現金書留を利用ください。

たとえ少額でも、普通郵便に現金を同封して送ることは違反となり、このような場合は受取人に配達しないで差出人に返されたうえ還付料金を徴収されます。

婦人会館

☎ 22-6185

生活学校生を募集

婦人会館では、52年度生活学校生を募集しています。

☆とき 4月から53年3月まで毎月1回

☆ところ 婦人会館

☆講座内容 消費問題の研究や社会見学

☆定員 100名

☆申し込み 3月31日までに同会館(本町3丁目)まで。受講料は無料です。

苦情相談を行っています

婦人会館では、日頃生活するうえで困っている問題について、どんな苦情や相談でも受け付けていますので、お気軽にご利用ください。

☆とき 毎週月～金曜日 午前10時～午後3時

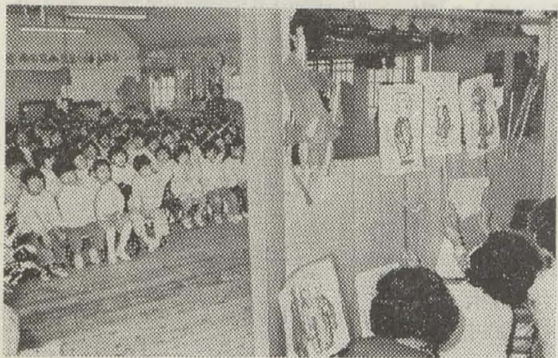
☆ところ 婦人会館

なお、電話でも受け付けます。

1人300円の結婚式を行っています

市婦人団体連合会では、新生活運動のひとつとして、費用が1人300円という結婚式場を婦人会館で開いています。

# 市の話



## ●お別れ会に歌や人形劇を披露

11日、久宝寺幼稚園では卒園を前にお別れ会を開催、PTAのお母さんたちがコーラスや人形劇を披露しました。

このお母さんたちは、「歌とスポーツの会」(山本多恵子会長)のみなさん。PTA活動の一環として昨年5月から毎月1回、コーラスやソフトボールなどの練習を行って来ましたが、この日はその成果を子どもたちに見てもらおうというもの。「四季の歌」の合唱や、楽しい人形劇に子どもたちは大喜びでした。



## ●春の花をプレゼント

八尾市農協青壮年部(高橋主計会長)は10日、市内の福祉施設にパンジー、チューリップ、マーガレットなど春の花計1,200株を贈りました。贈られたのは、市立いちよう学園、市立養護学校、市立養護老人ホーム、府立八尾学園、ふじの里軽費老人ホームなど5施設。

毎年春と秋に会員が各自の農園でつくっている花を持ち寄り、子どもたちやお年寄りに楽しんでもらおうと行っているものです。いちよう学園では、会員が植えるそばで子どもたちは花の香りを楽しみました。



# 医療と健康

## ■若いお母さんへ(1)

### ◎「土曜熱」のこと

夏になると土用波といって無風状態で起こる高波がありますが、「土曜熱」という言葉を作りたくなる程に土曜日の午後に限って熱を出す子どもがいます。

週末、故意に熱を出そうとするわけでもないでしょうが、家族で楽しいピクニックなどを計画していると必ず土曜日に子どもが熱を出し、休診日の医師を探して回るようになります。この奇妙な現象の原因は判りませんが、想像しますにどうやら2・3日前から調子が良くなかったのを、明日の行楽を控えてぐずつく子どもをみればじめて熱があるのに気付くといった具合なのではないでしょうか。

お母さんによく聞いてみると、「何日も前から咳をしたり、下痢をしたりしていたようだが、遊びほうけていたのでそのままにしておいた」といった場合が多いのです。休診日に医者を探し回ることもないよう早い目に診察をうけて治しておきましょう。

### ◎かかりつけの医師のこと

近くで心やすく相談できるかかりつけの医師を決めておくことはとても大切なことです。もちろん医師にもそれぞれ専門があって数え切れないほどある病気のすべてに精通することはできませんが、どの科の医師でも何かの時には相談に応じてもらえるし、専門外の病気のときは適当な病院や専門の医師を紹介してもらえます。

# ポリオ(生ワク)服用日が決まりました

上半期ポリオワクチンの服用を4月8日から28日までの期間に実施します。該当する乳幼児はぜひお受けください。

☆実施期間 4月8日(金)～28日(木)

☆対象者 生後3カ月～48カ月の乳幼児で初めて受ける子(初回)および1回服用後6週間以上の間隔をおいた子(追加)

☆受付時間 午後2時～3時20分

☆持ってくるもの 接種手帳(問診票に必要事項を記入のこと)、母子手帳、印かん、スリッパ

◎次のような乳幼児は受けられません

- ①発熱している、または著しい栄養障害にかかっている子
- ②心臓血管系疾患、腎臓疾患または肝臓疾患にかかっている、その疾患が急性期・増悪期・活動期にある子
- ③接種後、アレルギーまたは異常な副反応を起こしたことのある子
- ④1年以内にけいれん症状を起こした子
- ⑤下痢患者または種痘、はしか、BCGの予防接種を受けて1カ月を経過していない子
- ⑥その他予防接種を受けることが不適当な状態にある子

### 〈接種後の注意〉

- ①高熱、けいれんなどの症状を起こした場合は、速かに医師の診察を受けてください。
- ②ワクチンを飲む前後30分は何も与えないでください。
- ③抜歯、扁桃腺摘出などの外科的手術を避けてください。

## 健康体操で体力づくり

### グループ

### 水越婦人会



「体力づくりには、健康体操が最高ですよ」飛んだり、跳ねたり長い足?をおもいきり使って頑張っているのは、水越婦人会(武本照子会長)のみなさん。

婦人会活動に美容と健康になるスポーツも取り入れようということで、昨年7月から毎週土曜日の夜8時、地元公民館の水越会館で練習開始。幸い地域の蝶番会社の世話もあり、毎回スポーツセンターの講師を招いてレッスンを受けています。約30名の参加者の中には、家族連れの主婦も。「休んだら身体が固くなるので、欠かさず出てます。」「体操が終わったあとで世間話をするのも楽しいわ。」と好評です。

〈お願い〉みなさんの近くでユニークなグループやサークルがあれば、広報係(☎91-3881 内線229、230)までお知らせください。

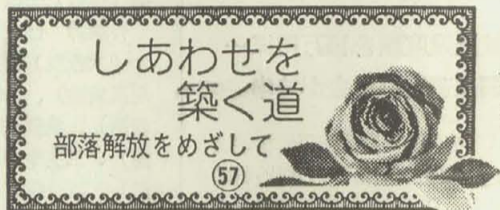
あなたの生い立ち、体質、家庭環境、これまでかかった病気、薬への反応などを総合的に知ってくれている医師はあなたにとって世界一の医師なのです。

よくラジオドクターとかいって電話で応答していますが、なるほどその医師は学問的にはよく研究され、立派な先生には違いないのですが、電話のおしゃべり患者にしかつめらしく解答を与えるのは、その無責任さと共に医の本道を外れた行為と申せます。その際「結局はあなたの主治医の先生によく相談することですね」と付け加える先生は、まだ医道を忘れない、まじな先生と申せましょう。

また、風邪ひきでも何でも始めから大学病院や大病院に診察してもらいに行く方があります。それが一概に悪いとは申しませんが、金と暇の余っている人は社会見学にもなるというのですが、大学病院の使命は教育とか研究とか重病者の治療とかが主であり、風邪なんかの治療を主眼としていませんので、若い医師に横柄に扱われて腹をたてて疲れて帰って来るのが落ちです。これも主治医を持たない人の場合に起こりがちな医者のかかり方のミスと申せましょう。(八尾市医師会)

### ☆実施日と会場

実施日	会場
4月8日(金)	南高安小、安中解放会館
11日(月)	竹淵小、安中幼
12日(火)	北山本小、桂解放会館、久宝寺小
13日(水)	永畑幼、志紀小
14日(木)	童華小、大正幼
15日(金)	用和小、八尾小
18日(月)	中高安幼、曙川小
19日(火)	山本小、南山本小
28日(木)	八尾小



## ■青少年の健全育成をめざして(その3)

### ◎家庭の秩序の安定

社会的秩序が一面では不安定な時代ですから、せめて家庭の秩序はしっかりと安定していないと、子どもは、寄る辺を失います。人間的に未成熟な子どもが、寄る辺を失えば、欲望のおもむくままに「非行」に走ってしまうことは必然のなりゆきです。

親は子どもに対して正しい意味の権威を持たねばなりません。今日は戦前のように国家や社会が儒教道徳に従って、親の権威を保障してくれるわけではありません。高圧的な権威は、多くの女性や子どもの人権をむしばんできました。ここでいう権威は、そんな権威でなく人生を子どもより長く、深く生きぬいてきた人間として信頼され頼りになる権威です。親は、自分が自己の社会的労働の中で体得した「人間はこうあらねばならぬ」という確信を、子どもにビシヤリとぶっつけ、「これは間違っている」「これは正しい」とはっきりとやる必要が重要だと思います。どんなに貧しくとも、父母が誠実に懸命に働いている家庭からは非行は生まれませんといわれます。またどうしようもない非行生徒を、父親の会社の仕事場へ連れて行き、一日中物陰から油まみれになって働く父親の労働を見せたことによって、立ち直るきっかけをつくったという話もあります。

多くの子どもは、父親の労働を知らないと言われます。「父親とは、ダラダラとテレビの前に寝ころがり、マンガやメロドラマにうつろをぬかすものなり」であって、子どものよりどころにはなれません。また子どもの勉強部屋はあっても、自分の勉強部屋を持たない父親が多いとも言われます。母親は夫の労働の疲れをねぎらうより勉強競争に熱中し、父親は手もちぶさたに新聞を広げているという構図の中に、親子の断絶はしのびよると思います。父が自分の仕事や夢を語り、母と子が父の労働に感謝の念を持って相いたる中に、新しい家庭の秩序があり、安定があるのではないのでしょうか。同時に親も時代の進歩に従って、子どもを指導しきれる資質の向上に努めるべきではないでしょうか。

次に小学三年生の男の子の作文を紹介します。この文を読んで、どうお考えでしょうか。

母ちゃん、ぼく赤ちゃんやないよ。

三年生にもなったのに、ぼくのホッペをなでたり、だっこしたがつたり、かなわんなあ。そりゃあ、ぼくだって、母ちゃんの気持、わかるけどぼく、かわいんやろ

ぼくだって、母ちゃんに ホッペにキスされたり、手をにぎってくれると悪い気せんよ。ええにおいがするし、ぼくも、いつまでも 母ちゃんのふとんに入ったりたいよ。

でもあかん。先生が「いつまでも親に甘えとったら、フニヤフニヤのこしぬけになるぞ」といったんや母ちゃん、おもいきって三メートルはなれてよ、ええわ 一メートルでも。そこから、ぼくと話をしてね。

そしたら ぼくは、これからちゃんとした人間になれると思う

なれるまで ぼくもがまんする

母ちゃんも がまん、がまん。

<つづく>

# やおをきれいな町に

## ＝ 婦人と市長の集いを開催 ＝



きれいな町づくりのため婦人の意見を聞き市政に反映させようと市は先月26日、市立社会福祉会館で「婦人と市長の集い」を開催しました。

これまで民主的な市政を推進するため階層別対話集会や地域別対話集会など市民と市長との対話を行ってきましたが、今回日常生活を営む上で最も関心の深いゴミ問題、美観上の問題などをテーマに行ったものです。

この集いには婦人70名が参加、3時間近くわたって市側と意見を交換しました。

ここでは、広く市民の方にもこの集いの内容を知っていただくため、抜粋してありますが内容を掲載しました。

**市長** 町をよりよくするには市民参加の行政を進めることが重要です。ぜひ活発なご意見をいただき市政に対するご提言はもちろん行政の怠慢を責めていただくのも結構です。また行政からもこういう問題で困っているという問題を提起します。お互いに話し合いをする中ですばらしい八尾市にしたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

**司会** 本日のテーマである「きれいな町づくり」について順序を追って討議してまいりたいと思います。まず最初にゴミの問題、次に美観上の問題、最後に都市整備上の問題でお願いします。

はじめにゴミ問題についてご発言をお願いします。

### ●台所のゴミは水分をきり

#### 紙に包んで出しましょう

**主婦** 私の家では、台所から出るゴミで、花づくり、野菜づくりをしています。

キャベツや大根の葉を土の中に埋めておくと、3ヵ月～半年で良いたい肥ができます。それを利用して野菜や花をつくっています。

**主婦** 河川や水路のゴミは、台所から出るゴミが多く見られます。また道路、公園のゴミをなくすには、随所にゴミ箱をついたりして公德心を向上させる必要があります。

次にゴミの収集ですが、バケツのまま出すとこわれたり、フタがなくなったりするので最近ではビニール袋を利用する人が多いようですが、ビニール袋のままだと焼却しにくいと聞いています。そこで私は、水分の含んだ台所のゴミは、水分をとりのぞいて新聞紙か紙袋を使っています。

**主婦** ゴミの不法投棄ですが、これは公德心の問題ですので啓蒙するより手がないように思います。

道路や公園には「ゴミを捨てないで」という立て札をたてることも必要だと思います。

**主婦** ゴミの排出量は生活水準があがるにつれて段々増えてきています。ゴミ問題には関心がありましたので、昨年ゴミの焼却場の見学に行きました。

見学して初めて水分の多いゴミに気付き、それ以来、台所のゴミは水分をきってから出すようにしています。

市民のみなさんに、ゴミの焼却場を見学する機会をもっと多く呼びかけたらどうですか意識の変革になると思うのですが。

**生活環境部長** ゴミの問題について真剣に考えていただいております。ありがとうございます。

台所のゴミで野菜づくりというお話ですが、生ゴミは土に返すことは一番望ましいわけですが、それにも条件的な問題があり、全ての人に通用するというものではありません。

現在、台所から出るゴミが全体の量の13～14%も占めていて、焼却するうえで非常に燃えにくくなっています。

これを少しでも解消するには、台所で十分な水切りにご協力いただくことが一番必要だと思います。

道路や公園のゴミですが、「町をきれいに」ということで青年会議所の協力でゴミ箱を設置してもらっていますが、そのゴミ箱へ自分の家庭のゴミを捨てる人がいるのです。これらはお互いに注意してもらえば解決しますので市としてもあらゆる方法で公德心を向上させるように啓蒙してまいります。

ゴミ処理工程ですが、自分の家から出るゴミがどういった経路を辿ってどのように処理されているのかほとんどの人はおわかりになっていないと思います。市もこれまで、これらのことについてPRに欠けていたことは反省しているわけです。

最近では、施設見学会などを多く実施していますので、みなさんもこういう機会に積極的に参加していただき、より理解を深めていただくようお願いします。

現在、家庭から出たゴミは、全部一定の日に収集しておりますが、これ以上になると収集にも限度がくるため、ぜひゴミの減量化の運動をやっていただきたい。

これは、一度にできるものではありませんが、市でも一定の地域のご協力を願ってモデル地区を指定し、この減量化運動を展開していきたいと思っています。

**建設部長** 道路への不法投棄も相変わらず多く、市では定期的にパトロールをし、発見したら片付けることにしていますが、一向に解決できません。

それから水路、河川のゴミですが、9割近くは家庭からのゴミなのです。この収集に年間約1,400万円を費しています。

このほかに、降雨時など突発的なものを合わせて年間2,000万円もの多額の費用がかかっているわけで、これらは市民の協力があれば半分の費用にでもできるわけです。

### ●月1回、清掃デーの実施を

**主婦** 現在八尾市ではゴミの収集料を徴収していないところに大きな問題があります。

恩恵を受けているものは、それ相当の負担をするのが当然でしょう。収集料金をとるべきだと思います。市も積極的に考えたらどうですか。

**主婦** よく市民の声として「ゴミを何とかしてほしい」ということを聞くんですが、残念ながら最近は何でも行政の責任だという考えが浸透しており、自らは何もしない傾向があるように思えます。

そこで市と市民が協力して月1回でも「清掃デー」を決めて町の美化につとめたらどうでしょうか。

**市長** 清掃デーの実施については、おっしゃる通りで、市民ぐるみの運動としてぜひ行っていきたいと考えています。

ゴミ手数料のお話ですが、現在の法律で

は手数料をとることができるとなっていますし、現に過去に徴収していた時代もあったわけですね。

最低限度のゴミは無料とし、一定量を越えた分には有料にすべきであるとの意見もあります。

しかし、ゴミは日常生活上、必然的に出てくるものですし、有料にすれば確かに市が収集するゴミの量は減るでしょう。がそうすることによって逆に不法投棄が多くなり町が汚れる面も予想されます。

従って現在のところでは、さしあたり再生資源への活用などでゴミの減量化をしていただきたいわけです。

また、空きカンなどは販売企業の責任で回収してもらうことも要求していくべきだと思います。

ご参考までに申しますと1世帯当りのゴミ収集料だけで、年間約12,000円となっています。

しかし、減量化などの問題は、市が一方的に命令調にお願いしたところで効果があがるものではないということは十分承知していますので、いろいろ対話集会などで話し合ってもらっていただき市民運動として展開してもらえば理想的なわけです。

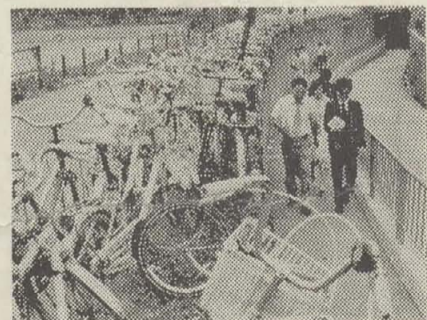
**司会** では次に看板、自転車置場などの美観上の問題、緑化などをテーマにお願いします。

### ●放置自転車には強硬手段を

**主婦** 放置自転車の問題ですが、せっかく高い費用をかけて設置したものですから、置場を利用せず、放置している者には警察などの協力を得て強硬な手段に訴えたらどうですか。

**主婦** 八尾市内の新築地では最寄りの駅へ行くには自転車利用しかありません。住宅は今後もどんどん増えていくと思いますので置場を整備、充実してほしいですね。

**主婦** 置場の中を見ると一目で乗れないとわかるようなボロボロの自転車が放置されていますが何とかならないでしょうか。



**市民経済部長** 自転車利用者がどんどん増えており、市では交通安全上の点からこれまでに約3,000万円を費し市内10カ所に置場を設置、約4,300台を収容しています。

苦しい財政の中でやっと設置したのですが残念ながら置場を利用しない人も多いわけです。

これら排除する自転車には3日前から警告書を貼り、そのまま放置すれば撤去する旨を伝えております。

しかし行政でやれる範囲には限度があり、市民の方、自転車利用者の方の協力をお願いする以外、解決策がないように思えます。

### ●グリーンモールの管理は誰がするのですか

**主婦** グリーンモール計画は結構なことだと思いますが、これまで街路に植えてある植木すら管理が大変なのに果して管理ができるのでしょうか。

**開発部長** このグリーンモール作戦は、近鉄八尾駅前から市役所前を通り安中小西側までの間の約1.5kmの道路両側にイチヨウとサザンカを植え、うるおいのある通りを作るのが目的です。

八尾市では初のケースであり、いち早く国の補助をとりつけ3月末をメドに実施しているわけで、工事中は地元の方に迷惑をおかけしていると思いますが、なにとぞ広い見地に立って将来の八尾市の町づくりを考えていただき、ご協力をお願いしたいわけです。

また、管理については、緑化市民運動の展開として地元で維持管理していただくべく話し合いを進めています。

**市長** グリーンモール作戦のねらいは、八尾を緑と花のうるおいのある町づくりによることです。

八尾市の木としてイチヨウが制定されていますが、市内にはイチヨウの木が少ないということで主要道路にサザンカと合わせてこれを植えグリーンベルトをつくるものです。

今工事中で大変ご迷惑をおかけしていますが完成すれば喜んでいただけたらと思います。

**司会** 空き地や屋外広告物の問題で何かありましたら。

**主婦** 電柱にベタベタ貼ってあるのは、市民がはがしてもよいのでしょうか。また市まどのような対策をとられていますか。

**建設部長** 新聞でご存知と思いますが、昨年主要道路の不法看板の撤去を関係機関と協力して行いました。

今後も年2回ぐらい計画しています。

とりはずしの件ですが電柱に無雑作には貼ってあるのははがしてもさしつかえありませんが、土台のついた看板は15日間告示する必要があります。

**司会** 大変長時間、活発なご意見をお聞かせありがとうございました。最後に市長からひとこと。

**市長** 熱心に討議していただきありがとうございます。積極的なご提言もいただきましたし、また議論がかみ合わなかった点もありました。私たちの気付かなかった点も教えていただきました。本日のご意見を、これからの市政運営の参考とさせていただきますが、みなさんも住みよいまちづくりのために今後ともご協力をお願いいたします。

こういう対話は行政を進める上で重要な柱になると考えています。

今後も機会あるごとにご参加願ひ、本当に八尾市と八尾市民が一体のものであるという関係を保ちたいと思います。

私も精一杯努力しますのでよろしくお願ひします。ありがとうございました。

(以上)

# 豊かな老後の生活のために

私たちの一生を見ますと長い歳月のうちには、いろいろの出来事があります。病気になったり、不幸にして死亡する場合もあります。

しかし、大多数の人は、喜びや悲しみを繰り返しながら老人の仲間入りをします。そして孫たちにかまわれて老後を平穩に暮らすことになるはずですが。

ところで、あなたの場合はどうですか。平穩な老後はやってくるのでしょうか。何とかなるだろうと思いがちですが、これは極めて重要な問題です。

私たちは、働いている若いうちに貯金をして、老後や、不慮の事故に備えています。個々の力だけでは限度があり、それだけでは対処することはむずかしくなっています。

また、最近のように核家族化が進んでいくと、子供の扶養をあてにして老後を送ることは、次第に困難になってくるはずですが。

お年寄りだけではなく若い人たちまでも含めた国民全体が、将来必ず当面する問題として、老後の安定した生活について考える必要があります。

## ■国民年金制度とは…

国民年金は、厚生年金や、共済組合などに加入していない人を対象に、加入者が歳をとったとき、また病気やケガのため障害者になったり、夫をなくして母子家庭になったときなどに、年金を支給して生活の安定を図ることを目的としています。将来のより安定した生活を保障するために国民年金は、制度発足以来、数度にわたる改正を行い、大幅に年金額が引き上げられてきました。

例えば、10年間保険料を納めて、既に老齢年金を受けておられる方の36年当時決められていた老齢年金額は9,600円であったものが現在は、246,000円と実に25倍以上に引き上げられています。

ところで、年金制度とは、加入者が納める保険料を積み立て、将来年金を支給する際、国が上積みをして支給する仕組みになっています。

## ■年金の請求はお忘れなく

国民年金の老齢年金および通算老齢年金は定められた資格期間を満たし、年齢が原則として65歳に達したときに受けられることになっていますが、希望すれば60歳から64歳の間

でも年金を受けられます。しかし、年金はその要件を満たしたときに、自動的に受けられるのではなく、請求を行うことが必要となっています。

ただし、60歳から64歳の間で請求される場合には、その年齢に応じた年金額が一生減額され、次のような支給割合となります。65歳到達前に請求される方は、このことを十分ご承知おきください。

### ＜65歳到達前の年齢別支給割合＞

☆60歳以上61歳未満で請求のとき	5割8分
☆61	6割5分
☆62	7割2分
☆63	8割
☆64	8割9分

## ■年金の支払い

老齢年金の支払月は、3月、6月、9月、11月と決められています。3月には12月・1月・2月分、6月には3月・4月・5月分、9月には6月・7月・8月分、11月には9月10月・11月分が支払われます。

なお、通算老齢年金の支払日は、毎年6

月、12月と決められていて、それぞれ支払月の前月までの6カ月分が支払われます。

## ■4月から年金保険料が変わります

現在1カ月1,400円の年金保険料が、52年4月より2,200円に改定されます。

保険料が月額2,200円に引き上げられても、他の公的年金制度の保険料に比較すれば、国民年金はかなり割安になっています。

既に納付している52年3月以前の保険料に対しては、差額を徴収することなく、2,200円と同じ値打ちで計算されますので、非常に優遇された制度といえます。

しかし、保険料の納め忘れがあると、せっかくの年金を受けられなかったり、年金額が減額されることがあります。

将来、年金を受けられるのは、加入者のみなさんの権利ですから、今後とも国民年金の保険料は、納期限までに必ず納めていただくをお願いします。

＜昭和52年度の納付書に前納割引(1年間まとめて納めること)をつけ加えました＞

4月初旬に、昭和52年度国民年金保険料納

付書を各被保険者のお手元にお届けします。

51年度までは1年間まとめて前納された方には、いろいろご不便をおかけしましたが、昭和52年度から従来の納付書を一部変更し、4月中旬に1年間(4月～翌年3月)まとめて納付される方には、割引した納付書をつけ加えましたので、全額納付される方は、納付書裏面の指定金融機関へお納めください。

割引額は、4月～翌年3月まで26,400円を、4月中旬に納められますと、25,700円になります。

●昭和51年度分の年金保険料は必ず4月30日までに納めてください。

51年度分(昭和51年4月～昭和52年3月)の国民年金保険料は、4月30日を過ぎますと市発行の納付書では期限切れのため、取り扱うことができなくなり、加入者にとっては、大変な手数料がかかりますので、必ず4月30日までに納めください。

## ■任意加入制度をご存知ですか

サラリーマンの奥さんは、希望すればいつでも国民年金に加入することができます。いま、大阪府下では、約45万人の奥さんが、将来に備えて加入の申し出をし、保険料を掛けています。保険料は、加入を申し出た月から60歳になるまでの期間掛けていくことになります。

国民年金では、年金をうけるのに必要な期間が定められていますが、夫に厚生年金などがある場合は、ご結婚後の年金未加入期間も加入していたものとみなされて通算老齢年金がうけられます。

この未加入期間と実際の年金加入期間の合計が25年以上あれば受給資格が得られますが年金額は保険料をかけた期間にみあって支給されます。

例えば、配偶者期間加入せず15年+10年(加入期間) = 25年で65歳から10年分の年金である156,000円が支給されることとなりますので、若いうちから加入していると、受ける年金がずっと多くなります。

ただ、加入期間を未納のまま放置されておられますと、その期間は通算の資格期間の対象にならず、年金がもらえなかったり、万一ご主人が亡くなれば、18歳未満のお子さまがおられた場合にも、母子年金も受けられないことがありますので、ご注意ください。

## ■自動車運転者講習会

春の交通安全運動先立ち、次のとおり自動車運転者講習会を開きます。

優良運転者の表彰を受けるには、免許有効期間中、この講習会を3回(年1回単位で3年連続)以上出席する必要があります。

- 3月24日(木) 桂・長池・用和・美園小学校区の人
- 25日(金) 八尾・高美・高美南・久宝寺小学校区の人
- 29日(火) 竹淵・竜華・永畑・安中小学校区の人
- 30日(水) 大正・志紀・曙川・刑部小学校区の人
- 31日(木) 北山本・山本・東山本・南山本・西山本・高安西小学校区の人
- 4月1日(金) 北高安・中高安・南高安小学校区の人

会場いずれも市民ホール。時間は午後7時から(入場受付は午後6時30分～7時)。なお、自動車でのご来場はご遠慮ください。



# 交通マナーを高めよう!



春の交通安全運動  
4月6日～15日

春の交通安全運動が、4月6日から15日までの10日間、全国一斉に行われます。

交通事故は一瞬にして、家族を不幸におとしいれます。ちょっとしたマナーを欠いたために大事故につながっていく例などは、ニュースなどでよくご存知のところですが。

この機会に、自動車運転者も歩行者も交通マナーの向上に努力しましょう。

## ■期間中の行事

☆街頭呼びかけ 駅周辺など8カ所、毎朝・夕、出勤時のみなさんなどに、交通マナーの向上を呼びかけます。

☆放置自転車排除 近鉄八尾・山本駅周辺に不法に放置されている自転車の排除を次の日程で行います。

近鉄八尾駅周辺=4月12日、15日、17日  
近鉄山本駅周辺=4月11日、14日、16日

☆不法看板の排除 幹線道路や地域の不法看板の排除を1カ所から2カ所予定しています。

このほか、近鉄八尾・山本駅、警察署、市役所内での写真パネル展示や、道路約30カ所にマーキングの設置を予定しています。